

# 令和7年10月改正に関する 千葉市産後ケア事業説明資料

令和7年7月

# 目次

- ▶ 千葉市産後ケア事業制度改正の概要
- ▶ 制度改正の流れ
- ▶ 登録者への変更通知
- ▶ 登録証
- ▶ 利用日数等上限管理票（多胎妊娠用）
- ▶ 多胎妊娠の回数の考え方について
- ▶ 変更契約について
- ▶ リーフレットについて
- ▶ 本資料読了後、電子申請のお願い

# 千葉市産後ケア事業制度改正の概要 1

令和7年10月より、千葉市産後ケア事業の制度改正があります。

- ▶ **課税世帯**の自己負担額が利用料の $20\% \rightarrow 10\%$ へ変更
- ▶ **非課税世帯**の自己負担額が利用料の $10\% \rightarrow 5\%$ へ変更
- ▶ **多胎**の場合の上限利用回数が各 $7\text{回(日)} \rightarrow 10\text{回(日)}$ へ変更

# 千葉市産後ケア事業制度改正の概要 2

- 課税世帯の自己負担額が利用料の20%→10%へ変更
- 非課税世帯の自己負担額が利用料の10%→5%へ変更

種別	世帯区分	上限利用料(a)	~R7.9月		R7.10月~	
			自己負担額(b)	単価(c) (a-b)	自己負担額(b)	単価(c) (a-b)
宿泊型	課税	28,000	5,600	22,400	2,800	25,200
	非課税		2,500	25,500	1,400	26,600
	生保		300	27,700	300	27,700
	多胎加算	5,000	0	5,000	0	5,000
訪問型	課税	11,000	2,200	8,800	1,100	9,900
	非課税		1,100	9,900	550	10,450
	生保		0	11,000	0	11,000
	多胎加算	1,000	0	1,000	0	1,000
日帰り型	課税	20,000	4,000	16,000	2,000	18,000
	非課税		2,000	18,000	1,000	19,000
	生保		300	19,700	300	19,700
	多胎加算	5,000	0	5,000	0	5,000

# 千葉市産後ケア事業制度改正の概要 3

- 多胎の場合の利用上限回数が各7回（日）→10回（日）へ変更

R7.10月～	宿泊型	訪問型	日帰り型
単胎	7日	7回	7回
多胎	10日	10回	10回

# 制度改正の流れ

- ▶ 令和7年7月下旬 本資料配布
- ▶ **8月20日(水) 本資料読了後、電子申請回答〆切**
- ▶ 8月上旬 変更契約に関する手続きの連絡
- ▶ 8月下旬 リーフレット納品（制度改正反映済）
- ▶ 9月上旬 登録者へ「千葉市産後ケア事業自己負担割合変更通知書」を送付
- ▶ 9月下旬 利用日数等上限管理票（多胎妊娠用）の様式をメール送付・ホームページへ掲載
- ▶ 10月1日 制度開始

# 登録者への変更通知

登録者には「千葉市産後ケア事業自己負担割合変更通知書」を送付いたしますが、お持ちでない場合でも、令和7年10月～は制度改正後の自己負担額を徴収してください！

右は見本です。

7千保健支第 号  
令和7年9月 日

〒○○○一○○○○  
(住所) ○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○  
(氏名) ○○ ○○ 様

# 見本

千葉市長 神谷俊一  
(公印省略)

千葉市産後ケア事業自己負担割合変更通知書

千葉市産後ケア事業について、令和7年10月1日より、自己負担割合の変更がありますので、下記のとおり通知します。

記

1 利用者情報

(1) 登録番号 \_\_\_\_\_  
(2) 利用者の氏名 \_\_\_\_\_

2 利用種別ごとの利用上限日数と自己負担額

利用種別及び利用上限日数	訪問型 7回	宿泊型 7日	日帰り型 7回
※ただし、令和7年10月より、多胎妊娠の場合は各10回(日)まで使えます。			
利用者自己負担額	利用料の10%		

※利用可能な残りの日(回)数については、登録証の裏面の管理票をご確認ください。

- 利用の際は、この変更通知書と千葉市産後ケア事業登録証、母子健康手帳を利用する医療機関・助産所にご提示ください。
- この変更通知書が届いても、すでに利用上限日(回)数に達している、対象利用期間を過ぎている等で利用する予定がない場合や、他市に転出している場合は、本通知を破棄してください。
- この変更通知書は令和7年7月31日時点の住所宛てに送付しております。

(この変更通知や制度変更に関するお問い合わせ先)  
千葉市健康支援課母子保健班  
TEL 238-9925  
※お問い合わせの内容によっては、各保健福祉センターをご案内する場合もございますので、ご了承ください。

# 登録証

(令和7年10月以降発行)

## ▶ 利用上限回数

多胎妊娠の場合、

**10回（日）と印字**

## ▶ 利用者自己負担額

課税： **2割→10%**

非課税： **1割→5%**

生保： 変更なし

様式第2号

### 千葉市産後ケア事業登録証

登録番号							
利 用 者	住所						
	氏名						
	生年月日	年	月	日			
	出産予定日	年	月	日			
利用種別及び 利用上限回数	訪問型	10回	宿泊型	10日	日帰り型	10回	
利用者 自己負担額	利用料の10%						
有効期間	(宿泊型・日帰り型) (訪問型)						

千葉市産後ケア事業実施要綱第7条の規定により、登録を承認したので通知します。

年　　月　　日

千葉市長

※ 以下、お子さんが生まれてからご記入ください。

妊娠期間	妊娠	週	日	
児の氏名				
児の生年月日（出産日）	年	月	日	
母の退院日	年	月	日	
特記事項	<input type="checkbox"/> 多胎 <input type="checkbox"/> 早産（在胎37週未満）			
有効期間	宿泊型・日帰り型	年	月	日
	訪問型	年	月	日

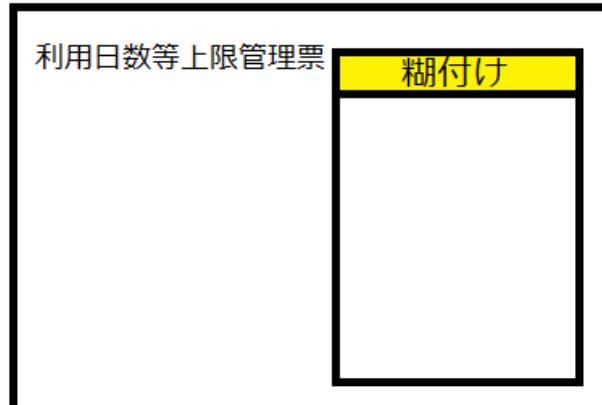
# 利用日数等上限管理票 (多胎妊娠用)

多胎妊娠された方であって、令和7年10月以降に8回目を利用する際に、「利用日数等上限管理票(多胎妊娠用)」を印刷のうえ、利用日数等上限管理票に糊付けやホチキス止めをして下さい。

お手数おかけいたしますが、ご協力お願ひいたします。

なお、9月下旬に本様式をメールで送付し、ホームページにも掲載する予定です。

※元々の利用日数等上限管理票に変更はありません。



様式第 号

## 利用日数等上限管理票(多胎妊娠用)

※ 8回(日)以上利用する際に必ず持参・提示してください。  
※ 下記は、医療機関、助産所の事業者が記入してください。

宿 泊 型		(利用回数の上限)
		10 日
利 用 日	事 業 者 名	
1 年 月 日		
2 年 月 日		
3 年 月 日		

**見本**

日 帰 り 型		(利用日数の上限)
		10 回
利 用 日	事 業 者 名	
1 年 月 日		
2 年 月 日		
3 年 月 日		

訪 問 型		(利用回数の上限)
		10 回
利 用 日	事 業 者 名	
1 年 月 日		
2 年 月 日		
3 年 月 日		

## 多胎妊娠の回数の考え方について

多胎妊娠の方については、各10回（日）利用できることといたしますので、令和7年9月30日までに発行された登録証につきましては、ご注意ください。

※先進児を流産・死産され、後に後続児を出産した場合であっても、各10回（日）使えます。

## 変更契約について

令和7年10月1日付けの変更契約を結ぶ形になります。

詳細が決まり次第、メール等でご連絡いたしますので、その際はご協力お願いいたします。

## リーフレットについて

産後ケア事業周知用リーフレットは、妊娠届出時（母子手帳交付時）及び妊娠後期面接時に皆様にお渡ししておりますので、施設では全員に配る必要はありません。

今回の制度改正に関しましては、8月下旬頃からの妊娠届出時（母子手帳交付時）及び妊娠後期面接時にお配りします。制度変更について知らない方等にお配りください。

不足時は千葉市健康支援課（下記）へご連絡ください。

☎ 043-238-9925 ※月～金曜（祝日除く）8時30分～17時30分

✉ shien.boshi@chiba.city.lg.jp

## 本資料読了後、電子申請のお願い

資料を読了後、下記のURL又はQRコードより、電子申請にて**令和7年8月20日（水）**までにご回答ください。資料を読んで頂いたかの確認のアンケートになります。

産後ケア実施施設の1施設につき、1度ご回答頂ければ結構です。

ご協力お願いいたします。

- ▶ URL [https://apply.e-tumo.jp/city-chiba-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=48253](https://apply.e-tumo.jp/city-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=48253)
- ▶ QRコード



お読みください、ありがとうございました。

本資料読了後、8/20（水）まで  
に忘れずに電子申請で回答して  
ください！

制度改正に関するお問い合わせ先  
【健康支援課】

☎ 043-238-9925 ※月～金曜（祝日除く）8時30分～17時30分  
✉ shien.boshi@chiba.city.lg.jp